

市第34号議案

墓地の指定管理者の指定

次のように墓地の指定管理者を指定する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
舞岡しぜん墓園	中区山下町 1 番地	清光社・横浜植木共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真 社長	舞岡しぜん墓園の供 用開始の日から令和 14年 3 月31日まで

提 案 理 由

舞岡しぜん墓園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24
4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

清光社・横浜植木共同事業体の構成員

- 1 中区山下町1番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 真

- 2 南区唐沢15番地

横浜植木株式会社

代表取締役社長 伊藤 智司

地方自治法（抜粋）

(公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止)

第 244 条の 2 (第 1 項から第 5 項まで省略)

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)